

第2回智頭町議会定例会会議録

平成24年6月28日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第57号 専決処分について
- 第 5. 議案第58号 専決処分について
- 第 6. 議案第59号 専決処分について
- 第 7. 議案第60号 専決処分について
- 第 8. 議案第61号 専決処分について
- 第 9. 議案第62号 専決処分について
- 第10. 議案第63号 専決処分について
- 第11. 議案第64号 平成24年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第65号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第66号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第67号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第68号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16. 議案第69号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17. 議案第70号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18. 議案第71号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第72号 智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例の制定について
- 第20. 議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 第 2 1 . 議案第 7 4 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 2 2 . 議案第 7 5 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 2 3 . 報告第 1 号 平成 2 3 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 4 . 報告第 2 号 平成 2 3 年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 5 . 報告第 3 号 平成 2 3 年度智頭町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 6 . 報告第 4 号 法人の経営状況について
- 第 2 7 . 報告第 5 号 法人の経営状況について
- 第 2 8 . 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1 . 会議録署名議員の指名
- 第 2 . 会期の決定
- 第 3 . 諸般の報告
- 第 4 . 議案第 5 7 号 専決処分について
- 第 5 . 議案第 5 8 号 専決処分について
- 第 6 . 議案第 5 9 号 専決処分について
- 第 7 . 議案第 6 0 号 専決処分について
- 第 8 . 議案第 6 1 号 専決処分について
- 第 9 . 議案第 6 2 号 専決処分について
- 第 1 0 . 議案第 6 3 号 専決処分について
- 第 1 1 . 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度智頭町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 2 . 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 . 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 . 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 5 . 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第

1号)

- 第16. 議案第69号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17. 議案第70号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第18. 議案第71号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第72号 智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例の制定について
- 第20. 議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第74号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第22. 議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第23. 報告第1号 平成23年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第24. 報告第2号 平成23年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第25. 報告第3号 平成23年度智頭町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第26. 報告第4号 法人の経営状況について
- 第27. 報告第5号 法人の経営状況について
- 第28. 陳情について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 中野 ゆかり	2番 平尾 節世
3番 田中 潔	4番 安住 仁志
5番 岸本 眞一郎	6番 徳永 英太郎
7番 石谷 政輝	8番 中澤 一博
9番 国石 俊	10番 酒本 敏興
11番 谷口 雅人	12番 西川 憲雄

1. 会議に欠席した議員(なし)

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	石谷雅文
教	育	長 藤原一彦
病	院	事
業	管	理
者		西尾稔
総	務	課
長		金児英夫
企	画	課
長		葉狩一樹
税	務	住
民	課	長 藤原孝
教	育	課
長		長 石彰祐
建	設	農
林	課	長 岡本甚一郎
山	村	再
生	課	長 山本進
地	籍	調
査	課	長 安藤充憲
福	祉	課
長		岸本光義
総	務	課
参	事	矢部整
税	務	住
民	課	参
事	兼	水
道	課	長 西沖和己
会	計	課
長		寺坂英之
病	院	事
務	次	長 寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事	務	局	長	河	村	実	則
書				西	村	麻	美

開 会 午前10時29分

開 会 あ い さ つ

○議長（西川憲雄） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成24年第2回智頭町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（西川憲雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、国石 俊議員、10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（西川憲雄） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月4日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月4日までの7日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（西川憲雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成24年3月分から平成24年5月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご了承ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会が去る4月24日に開催され、監査機能の充実と監査体制の強化等に関する決議が採択され、当議会に送付されております。

また、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る5月7日に開催され、5件の議案が上程され、原案のとおり可決されております。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、6月21日付をもって町長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、3月22日に本会議で議決されました、人権侵害救済法の早期制定とインターネット上における差別と人権侵害の防止策を求める意見書の提出についてと、地域医療と国立病院の充実を求める意見書の提出について、以上の2件につきましては、衆・参両議長、関係大臣あてに提出しておりますので、ここでご了承願います。

次に、前定例会以降議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第57号から日程第27．報告第5号まで 24案一括上程

○議長（西川憲雄） 日程第4、議案第57号 専決処分についてから、日程第22、議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの19議案及び日程第23、報告第1号 平成23年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第27、報告第5号 法人の経営状況についてまでの5報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平成24年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご参集いただき、まことにありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、私の今後の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

このたびの町長選に際しまして、町民の皆様の温かいご支援とお力添えをいただき、おかげをもちまして再任の榮に浴することができました。この機会をおかりしまして、心から厚くお礼を申し上げます。

私は、就任以来の4年間で、かつては肥沃であった智頭町という荒れ果てた大地を耕し続け、夢と希望という種をまき、芽生えさせてきました。これからの4年でこの苗を慈しみながら大きく育て、花を咲かせて実らせたいと思っております。

私の町政に対する基本姿勢については一貫しており、低迷する林業と農業にあ

えて光を当て、訪れる人がいやされるまちを目指すとともに、「緑の風が吹く疎開のまち 智頭」をまちの表札として掲げ、豊かな資源・環境を生かしたまちづくり、安全・安心で住みよいまちづくり、充実した教育によるまちづくり、みんなでつくる元気なまちづくりを重点項目にそれぞれの地域の特性を生かした誰もが住んでよかったと実感のできる質の高いまちづくりを目指すものです。

最優先課題としては、小学校統合後の5つの空き校舎等の利活用です。これらを地域コミュニティの中核施設として生まれ変わらせるため、有効活用策を地域の住民みずからがアイデアを出して実行する。そして行政は、側面からその実現に向けて支援するという手法で進めたいと考えています。

明日の智頭町は、住民一人一人が光り輝き、集落の力がみなぎってくるようなまちでなければなりません。そのことが地域自治、住民自治につながっていくのだと思います。大きな実がなれば大きな芽吹きが期待できます。そして連鎖が明日の智頭町をつくる礎となるものだと確信しています。

私は、智頭町長として町民の皆さんのご期待を裏切ることのないよう全力を尽くしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様、私の目指します「緑の風が吹く疎開のまち 智頭」の構築に引き続き絶大なるご支援とご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、引き続きまして、本定例会に提案しました議案について説明します。

まず、議案第57号から議案第63号までは、専決処分についてです。

議案第57号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、定住促進対策事業を追加したものです。

議案第58号 平成23年度智頭町一般会計補正予算につきましては、除雪費の精算に伴う措置です。

議案第59号 平成23年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第60号 平成23年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、それぞれ償還金の元金及び利子の調整を行ったものです。

議案第61号 平成23年度智頭町一般会計補正予算につきましては、交付税の決算に伴い財政調整基金に2億円、教育施設整備基金に1億5千万円積み立てたものです。

議案第62号 智頭町税条例の一部改正につきましては、東日本大震災の被災者等にかかわる国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い所要の改

正を行うほか、地方税法の一部改正に伴い固定資産税の特例の期間延長を行ったものです。

議案第63号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、被災者の負担軽減を図るため、東日本大震災の被災者にかかわる国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行ったものです。

次に、議案第64号から議案第70号までは、補正予算についてです。

まず、議案第64号 平成24年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明します。

最初に、各費目共通して4月の人事異動による人件費の調整を行っています。

総務費の一般管理費では、緊急雇用対策事業を利用して保存文書の整理を行う費用を計上しています。まちづくり推進費では、日本村落研究学会開催に係る経費及び移住定住促進事業費補助金の増額、地域活性化推進費では、旧山形小学校校舎改修に係る経費、交通政策費では、すぎっ子バス運行に係る経費をそれぞれ措置しています。税務総務費では、緊急雇用対策事業を利用して土地台帳の整備を行います。

民生費の障害福祉費では、障がい者の在宅での生活を支援するため障がい者住宅改良助成に伴う経費、社会参加促進事業として自動車改造等助成に伴う経費並びに自立支援医療給付費を、生活保護費では、ケースワーカーの2名体制に伴い福祉事務所の機能の充実を図るための経費を措置しています。また、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計へ繰り出しを行います。

衛生費では、緊急雇用対策事業を利用して健康まちづくり計画、健康ちづ21の実施効果を検証・評価し、次期計画を策定するための措置を行っています。

農林水産業費の農業振興費では、ホンモノの農産物づくり推進員設置のための経費及び戸別所得補償推進事業の補助制度が変更されたことと、新たに人・農地プラン作成のための経費を措置しています。また、昨年に引き続き地鶏ブランド生産拡大支援事業として飼養機器の導入費用を計上しています。農地・水・環境保全事業につきましては、協定集落が2地区増加したことにより活動負担金・推進事務費を措置しています。鳥獣被害につきましては、出現地区が拡大していることや集落単位での取り組みが進んできたことから所要の経費を増額しています。

畜産業費につきましては、本年長崎県で開催される全国和牛能力共進会に出場する候補牛が本町に3頭おり、これの最終選考会が8月にあることから輸送費等

を助成します。

林業費の森林セラピー事業では、7月末に予定してる森林セラピー基地グランドオープン1周年記念イベントにおいて、このイメージ戦略として国内外で活躍中の鳥取市在住のエアブラシアーティストによる作品展示や体験指導行うための予算を計上しています。また、国の3次補正による緑の産業再生プロジェクト事業による間伐、森林境界の明確化事業、高性能林業機械の導入に要する措置を行っています。

商工費の観光費では、地域おこし協力隊を活用し、旧塩屋出店を拠点とした智頭宿の観光戦略の構築及び板井原集落の活性化を図るための経費を計上するほか、森林のセラピーや石谷家住宅を中心とした智頭宿のPRに係る経費をそれぞれ措置しています。

教育費の中学校費では、智頭町の未来を担う若人の教育環境を整え、充実した教育によるまちづくりを推進するため、本年度から取り組んでいる智頭中学校改築事業の実施設計及び地質調査に係る経費を計上しています。地区公民館費では、宝くじの普及広報事業であるコミュニティ助成事業を活用して地区公民館に座卓を整備します。文化財整備活用費では、地域おこし協力隊を活用し、石谷家住宅を拠点としたイベント企画と情報発信による観光交流促進する措置をしています。また、体育館施設費では、この冬の雪解けとともに雨漏りが著しい旧富沢小学校体育館屋根を全面改修し、地域の社会体育振興を促進します。

災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧事業の事務費及び工事請負費の増額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は1億5,620万4千円であり、補正後の予算総額は55億2,820万4千円としています。

次に、議案第65号から議案第70号までは特別会計及び公営企業に関する補正予算であり、主に前年度の事業確定や人事異動に伴う調整を行ったものです。

次に、条例案件ですが、議案第71号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、本町の財政状況にかんがみ町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の給料並びに期末手当を、町長については10%、副町長、病院事業管理者及び教育長についてはそれぞれ5%減額するものです。

議案第72号 智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例の制定につきましては、定住促進対策事業のうち町有地無償提供事業に係る対象町有地の

位置及び譲渡の手続などについて定めるものです。

議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者制度を導入できるように変更するものです。

そのほかでは議案第74号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、国の法律改正により外国人登録制度が廃止され、在留管理制度が平成24年7月9日から施行されるのに伴い広域連合規約を改正するものです。

議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、町道改良事業、バス待合所整備事業、公共施設利用者駐車場整備事業及び空き校舎等利活用推進事業の4事業について計画に追加するものです。

最後に、報告案件ですが、平成23年度繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の戸籍住民基本台帳事務ほか10件、公共下水道事業特別会計及び介護保険事業特別会計の繰り越し状況について報告するものです。また、智頭町土地開発公社、因幡街道ふるさと振興財団の平成23年度の経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要説明しました。詳細については、所管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（西川憲雄） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第57号 専決処分についてから、日程第22、議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてまでの19議案及び日程第23、報告第1号 平成23年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第27、報告第5号 法人の経営状況についてまでの5報告の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第4、議案第57号 専決処分についての補足説明を求めます。

葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 議案第57号 専決処分について。

3ページをごらんいただきたいと思います。智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成24年3月23日付で専決処分いたしましたので、報告いたします。

内容につきましては、アンダーラインで示しておりますが、定住促進対策事業を追加するものであります。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今回のこの専決処分、議会が3月22日に終わって、その翌日に専決処分行われているんですが、果たして専決処分というのは緊急性がある場合に議会が開くことができない場合に行うというのが通例になってますので、なぜこの部分を23日に専決処分したのか。今定例会でも議案の中で過疎地域の促進計画の変更が議案75号でも出ていますので、なぜこの分について専決処分をされたのか。専決処分については、後で議会がこれを否決してもその効力を失わないというような慣例もありますので、そういうことなれば議会のチェック機能というのが働かないのではないかと思うんですが、この部分についてなぜ専決処分したのかということをお聞かせください。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） この定住促進対策基金の積み立てということで、過疎計画のほうに明文化してあるものということの思い込みで3月の定例議会後に、議決をいただきました後に基金の積み立て事務を、処理を進めた時点で明文化されていないということが判明いたしましたので、3月23日付で専決処分をいたしましたというところでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、その理由はわかるんですが、そこの緊急性ですね。議会にかけずに専決する緊急性、なぜこれが例えば今定例会では不都合なのか、そこら辺の理由についてはどうなんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 先ほど申しましたとおり、定住促進基金の積み立てが

ありましたので、3月の時点で積み立てということでございますので、計画書に変更いたしましたものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） じゃあ、これが記載されてないと基金の積み立てができないということなんですか。そこら辺はどうですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 過疎債のソフトが充当されないということでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、もう一つ聞きますが、この過疎債対策事業債、ソフト分の取り扱いについてということで総務省のほうから事務連絡入ってます。その中に対象事業としまして3つ以外はだめだというぐあいを書いてるんですが、ただし書きがありまして、当該年度においては具体の事業が実施されることを前提としていることから基金への積み立てについては対象外にしていますというぐあいを書いてるんですが、ここら辺の関連ですね。基金への積み立ては対象外としますというような通達もあるんですが、これは基金への積み立てというのが果たして妥当なのかどうか、そこら辺はどうですか。

○議長（西川憲雄） 岸本議員、質問等が議案の提案等にそぐいませぬので、もう一度内容を変更して質問をお願いします。

岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、今の答弁の中で過疎地域自立計画を促進、これが記載されてなければ基金が積み立てられないという返答がありましたので、基金というものが今の通達、総務省の連絡の中では基金の積み立ては対象外としますということがあるので、その基金の積み立てが果たして妥当なのかどうかということをお聞きしてるんですけど。

○議長（西川憲雄） それでは、企画課長、提案理由の内容等にちょっと答弁をお願いいたします。

葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 基金を積むということは、この過疎債の事業では該当するということで認識しております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、23年度までは基金を積み立ててもいいという解釈で積み立てたという、そういう解釈でいいんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） そのとおりでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第58号 専決処分についての補足説明を求めます。

金児総務課長。

○総務課長（金児英夫） 議案第58号 専決処分について。

はぐっていただきまして、専決処分書でございます。24年3月28日付で専決処分を行っております。60万5千円を追加するというものであります。内訳としましては、最後のページを見ていただきまして、8ページでございますが、ふるさと基金のほうに3万円、それから土木費の道路維持のほうで57万5千円ということで、それぞれふるさと基金のこの寄附がありましたので、3万円、これを積むことと、それから除雪費が精算した結果、57万5千円が不足したということでこの補正を行ったものであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第59号 専決処分についての補足説明を求めます。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） 議案第59号 専決処分について。

5ページをごらんいただきたい。公債費の償還金利子及び割引料のところで下水道事業長期債の元金及び利子の調整を行ったものでございます。以上です。3月28日付で専決処分をしております。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第60号 専決処分についての補足説明を求めます。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長(藤原 孝) 議案第60号 専決処分について。

先ほどの公共下水道のほうと同様でございますが、同じく5ページでございます。償還金利子及び割引料のところでございますが、下水道事業の長期債の元金及び利子の調整を3月28日行いまして、3月28日付で専決処分したものでございます。以上です。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから質疑行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第61号 専決処分についての補足説明を求めます。

金児総務課長。

○総務課長(金児英夫) 議案第61号 専決処分について。

はぐっていただきまして、3月29日付で専決処分を行いました。

これは3億5,000万を追加する補正を行ったものであります。

内訳としましては、7ページをごらんいただきたいと思います。財政調整基金費に2億円、それから教育施設整備基金の積み立てに1億5,000万ということで3億5,000万の基金の積み立てを行っております。

財源としましては、前の6ページに書いておりますように、普通交付税と特別交付税でそれぞれ措置をしております。以上です。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第62号 専決処分についての補足説明を求めます。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） 議案第62号 専決処分について。

議案書の7ページをごらんください。まず、7ページの上段のところの町民税の申告のところでございますが、地方税法の改正に伴いまして公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするということでございます。

続きまして、8ページ、附則第7条の3からは東日本大震災の被災者等に係る特例関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものがございます。

次に、2ページでございますが、附則の第11条以降でございます。土地に係る固定資産税について、平成24年度から26年度までの負担調整措置について現行の制度を継続するものがございます。また、住宅用取得費につきましても現行の制度を継続するものがございます。

附則11条の2では、評価額の据え置き年度である平成25年度及び26年度におきまして、地価の下落によりまして課税が著しく均衡を失するというようなことが認められた場合に評価額の下方修正を行うことができるという特例措置でございますが、これも現行の制度を継続するものがございます。このように震災関連以外は現行の制度を平成26年度まで継続するものがございます。3月31日付で専決処分をしております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第63号 専決処分についての補足説明を求めます。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） 議案第63号 専決処分について。

国民健康保険税条例の一部改正につきましてですが、先ほど町長が提案理由で申し上げましたように、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、改正前では引用した法令の記載がなかったため、これを表記するものであります。3月31日で専決処分をしております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第64号 平成24年度智頭町一般会計補正予算第1号の補足説明を求めます。

金児総務課長。

○総務課長（金児英夫） 議案第64号 平成24年度智頭町一般会計補正予算第1号。

詳しくは既に配付済みの24年6月補正予算概要というものによって説明をさせていただきますと思います。

まず、13ページの議会費からであります。人件費の措置を行ったものであります。

それから一般管理費につきましても人件費の調整のほか緊急雇用をもちまして文書の管理の整理をこのたびの費用を措置しております。

それから財産管理費につきましては、土地の登記が、町有地を処分する際の登記の手数料を措置しております。

それからまちづくり推進費であります。提案にもありました日本村落の研究の集会に係る費用に伴う費用を措置しております。

それから移住定住促進事業につきましては、UIJターン、それから定住促進の補助金等の費用を措置しております。

それから住宅用の太陽光の発電システムにつきましては、財源措置であります。

それから続きまして、15ページになるんですが、空き校舎等の利用活用推進事業につきましては、旧山形小学校の活用に関する補助金を措置しております。

それからコミュニティバスの運行事業につきましては、バスの修繕のほか運行管理の関係の委託料の増を行っております。

それから税務総務費につきましては、人件費の調整のほかは緊急雇用を用いまして土地台帳の整備を行う費用を見ております。

戸籍住民基本台帳費も人件費の調整であります。

それから社会福祉総務費であります。これはそれぞれ特別会計への繰出金等を

措置するものであります。

それから障害者福祉費につきましては、障害者住宅の助成、それから自立支援の医療給付費を措置しております。

それから介護保険の繰り出しにつきましては、それぞれ介護保険の特別会計の中での人件費の調整に伴いまして繰り出しを行うものであります。

それから同和対策、隣保館、子育ての関係につきましては、人件費の調整であります。

それからそれぞれ以下、諏訪の保育園につきましても人件費、あたご保育園につきましてもそれぞれ調整を行ったものであります。

それから子ども手当の給付費であります。これはシステム改修に伴う経費を措置しております。

それから生活保護の総務費につきましては、体制を移したということに伴いましてそれぞれ備品購入であるとかそんな関係に伴う措置をしております。

それから健康教育事業ですが、これも緊急雇用をもちまして健康21のアンケートの集計等行いまして次の計画に備えるものであります。

それから清掃総務費ですが、これは今旧保健センターに保管しておりますPCBの処理に伴います計量等を行う費用でございます。

それから農業振興につきましては、戸別の所得の制度に伴う補助金の増でありますし、鳥獣被害につきましては前にもありました被害防止の補助金の増額であります。

それから地域農業振興プランの支援事業につきましては、これも県にありました地鶏のブランドの補助金の増額ほかもろもろであります。

それからホンモノの農産物づくりの推進事業につきましては、臨時職員を充ててこのホンモノの農業づくりの基盤づくりを行っていかうとするものであります。

それから農業集落排水事業の繰出金が減になっておりますが、これも特別会計での人件費の助成に伴います減額措置を行っております。

それから森林セラピー事業であります。森林セラピーのいわゆる提案理由にもありました委託金の増を措置しております。

緑の産業再生プロジェクトにつきましては、これも境界の明確化であるとか林業機械の購入等に伴う補助金の増額をお願いしております。

それから商工振興につきましては、企業立地の事業分につきまして財源更正を

行っております。

それから観光事業につきましては、地域おこし協力隊2人を採用しまして、それぞれ観光に力を入れる措置をしております。

それから智頭宿の整備活用事業につきましては、塩屋出店の推進管理と、それから本町消防屯所の上水の加入金を措置しております。

それから社会資本の整備総合交付金事業につきましては、財源更正であります。

それから下水道事業費につきましては、公共下水道事業特別会計への繰り出しで、これは新たに湯屋の施設が建ちますので、それに伴う配管の工事を行いますので、その経費を繰り出しするようにしております。

それから常備消防では、デジタル無線の導入、これは東部広域での行政無線の設置をするんですけども、これの財源を補正をするものであります。

それから小学校管理費につきましては、それぞれ修繕料であるとか通信運搬、原材料費の費用を措置しております。

それから中学校の教育振興であります。学校講師の賃金であるとか、要・準要保護の補助費を措置しております。

それから中学校の改築事業につきましては、設計監理等の増額料として、大きな額ですが、8,500万余りを措置しております。

それから地区公民館費です。これも提案理由でありましたコミュニティ助成事業を使いまして備品を、いわゆる座卓を購入するものであります。

それから石谷邸保存活用事業につきましては、地域おこし協力隊の制度を採用して措置するものであります。

それから体育施設の整備費ですが、旧富沢小学校の体育館を整備する費用を計上しています。

それから災害復旧ですが、23年の台風15号に伴う措置をしております。

以上、合計1億5,620万4千円の補正であります。

財源としましては、2ページに書いてあります分担金からそれぞれ国庫支出金、県支出金、町債ということで措置を行っております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

なお、この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から災害復旧費、債務負担行為から地方債補正の5区分

に分けて行います。

まず、歳出の議会費から民生費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博）　　今回は人事異動を伴う人件費が見直しされておるわけなんですけど、その中でそういったことで給料等については……あろうかと思imasuので、削減になつとるわけなんですけど、手当の管理職手当というのだけが250万という大きくプラスになつとるんですけど、このあたりの内訳を教えてください。

○議長（西川憲雄）　　金児総務課長。

○総務課長（金児英夫）　　この件につきましては、さきの3月定例の中で説明申し上げたと思います。内訳としましては、管理職の数が2名ふえたということもありますが、管理職手当を従来の手当よりも増額をしております。

○議長（西川憲雄）　　中澤議員。

○8番（中澤一博）　　確かに条例では旧来の条例で期末手当を変える条例は提案されてるわけなんですけど、これだけではこの額ならんと思imasuけど。給与改定したというのはどっかで説明ありましたかな。

○議長（西川憲雄）　　金児総務課長。

○総務課長（金児英夫）　　この増額については、規則ですので、議会のほうの議案としては出ません。ですので3月定例のときにこの、八頭、鳥取の現状はこうですよ、ですから智頭町としてもこのぐらいの増額をしますという説明は申し上げて、その財源をどうするんだという問いに6月の補正でお願いしたいということの答えはいたしたように私は記憶しております。

○議長（西川憲雄）　　中澤議員。

○8番（中澤一博）　　そしたら私の記憶がちょっと飛んどったかわからんけど。そしたらそれどの席で説明されたかちょっと後で見たいと思imasuので、ちょっとそれをお願いします。

○議長（西川憲雄）　　金児総務課長。

○総務課長（金児英夫）　　めくりの席なのか総務委員会なのかはちょっと定かじやないですけども、そういった説明をしたことは記憶にあります。

○議長（西川憲雄）　　中澤議員。

○8番（中澤一博）　　そしたら後でその議事録を見せていただくようお願いし

ておきます。

○議長（西川憲雄） 金児総務課長、事務局と協議しながらその点を対応をお願いいたします。

○総務課長（金児英夫） わかりました。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

そのほかありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） まちづくり推進費ですね、負担金補助金及び交付金の部分で、このU I Jターン住宅支援事業の補助金ですが、これは具体的に件数的なものほどようになってるのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） U J Iターン住宅支援事業の補助金でございまして、現在住宅改修は実績が4件あります。それから空き家奨励金といたしまして、これ家主に奨励する分ですが、これが実績7件、それから町内会の支援が実績4件で、今後それぞれ3件ずつ見込みがございまして、それに伴う措置でございまして、以上でございまして。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） あわせて今度定住促進対策補助金。この50万ですが、これの中身についてはどうでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） これは新たに24年度から実施しております定住促進対策事業のうち家賃の助成事業に伴いまして現在9件の申請が出ておりまして、それを10件にということで増額しております。以上でございまして。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） その次にあります空き校舎の活用実践事業として700万このたび山形の小学校に出るといことですが、この空き校舎については今各地でそれぞれ委員会等で検討されるものと思っておりますが、この出す基準ですね。山形だけこのたび出とるんですけど、そのあたりはどういった基準で出すようにされてるのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） この今回の補助金につきましては、空き校舎の利活用検討される中で、山形地区の空き校舎の検討委員会で地元といわゆる企業誘致というような形でサングリーンの智頭が入るといことで地元と合意形成が図られました。その中で校舎の一部を改修するといことで今回補助金というような形でいわゆる地域へ補助いたしまして、そこで事業していただくといような形で制度をしております。

お尋ねの基準といいますか、今後の補助金の内訳でございますが、やはり全体の青写真ができるのは一番よろしいと思っておりますが、なかなか1つずつの活用策を見出していきたいといことで、その中でやはり必要性でありますとか緊急性、そういったものをかんがみながら整備をしていくべきではないかといことで、今回から国とか県の補助金に係ります部分ではもちろん町のほうがそういう補助制度を導入して改修していきますが、国県の補助対象とならない、今回そういう補助対象にならないものですから、そういうような改装ですとか改修、そういったものにつきましては住民が実施主体といようなことで行っていかうといことで今回町の補助金制度を創設したようなことでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） それぞれ各地区でいろんな要望等も出てこようかと思えます、これから。といことは今の課長答弁ではそれぞれ全体像が逆になってても必要と認めたらそれぞれここで対応していくとい理解でよろしいですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） そのとおりでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 今の質問に関連してですけども、今まででしたら全体の青写真ができた中で予算をつけるというのが、そういう説明を受けてたんです。ところが今の説明ではできるところからやっていけばいいじゃないかみたいな方向転換といふうに考えられ、そういうふうを受け取れたんですけど。そういうふうにとらえていいんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 方向転換といえますよりは、やはり地域の合意形成が

図られたそういったものについてはここは活用していただくべきではないかという判断に基づき、今回この補助金制度を設けました。ですから先ほどもお答えいたしましたように、今後につきましてもやはりそういう地域合意形成が図られて、緊急性とか必要性、そういったものをかんがみながらこの活用策を充当していただくというふうに考えております。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 町長がこれからの最大課題として空き校舎の利活用を推進するという大きな考え方を持っておられるわけですし、それに沿って各地区でもじゃあ、どのようにやったら利活用ができるかということでも今鋭意検討してる場所なんです。そういう中でいきなり山形小学校改修オーケーですよというのが出てきて、ちょっと違和感を感じたもんでしてね。皆さんが一生懸命それぞれの地区で検討されてる中で緊急性なりそれを考慮されたということですけども、それでいいんかいやということになると、ちょっと考え方が変わったかなというふうにとらえたんですけど。どうなんですか。もう少しわかりやすく説明していただきたい。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） いや、全然方向転換をしておりませんし、要するに各地区で提案型をしていただきたいたいという中で凹凸ができると思います。ゆっくりされてる、じっくり構えていこうという地域もあれば、いわゆる早く住民との意思が決定したという、だからかなりの凹凸ができるわけですね。みんながいわゆるスタートラインに立って一緒に用意ドンでやりましょうということでは決してございません。じっくり構えてやろうという地区も実はございますし、それは私はそれでいいんじゃないかなと。ただし、きちっとした精査はきっちりすると。何でもかんでも早い者勝ちということでは決してございませんので、その辺は地区振興協議会というものを窓口にして全部地域をまとめていただいて提案をしていただくということにしておりますので。今、徳永議員の土師地区でもいろいろ練られておるといふのを聞いておりますけども、それがもう一歩、二歩進んで地域がよかろうと、そうしようというようなことになれば具体的に今度はそれを、提案をじっくり進めながら実行していくということですので。何でもかんでもスタートラインで用意ドンで一緒にどんということは考えておりません。おわかりでしょうか。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 基本的にはわかりますけど、今私は危惧してるのは、これから本当に梅雨時期に入って校舎閉め切りで大丈夫かなということも本当に危惧してるんです。それで1年なり2年なり先になって本当にやろうと思っただらかびが来てたり、何にしろ、そういうことも心配してるんです、実際問題。ですからできるだけ早くやりたいという気持ちは持ってまして、その中でじゃあ、今までの考え方が全体の青写真ができてから提案してくださいということだったんで、全体がもうじゃあ、ここの分は何に使う、ここの分は何使うということが決まってからじゃないといけんというふうな考え方であったもんでして。だから持って帰ってそれは検討すればいいんですけども、変わったというか、少し全体の青写真ばかり考えてたもんで。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 例えば土師地区においてこれはどうしても緊急性があるということで、いわゆる地区の住民の皆さんがこれを早いことしようやというようなそういう話が、提案があれば当然我々も横向くわけではありません。真正面からちゃんとヒアリングして、次の校舎の別の例えば使い道というのはまた翌年度でも構いませんし、それは構いませんから、緊急性があるものをどんどん出していただくということになろうと思います。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

9番、国石議員。

○9番（国石 俊） 今、町長、緊急性ということですけども、確かに緊急性かもわからんけども、近い将来森林組合を廃止というような話もうわさでは聞いとるんで、森林組合とサングリーンと谷が別々にあるいうのもちょっとどうかなという気がするし、やっぱサングリーンと森林組合というものは連携してある程度1カ所でやるほうがわしはええと思うし、あんまりもうちょっと焦らずに半年か1年ぐらい待って、森林とかそういうもんが具体的なもんができてからでもわしはええじゃないかという気がしますけども、その辺どうかな。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） これにはいろいろ理由がございます。例えば森林のことですから、林業のことですから、サングリーンも森林組合も同じじゃないかということですが、まず森林組合の所帯というのは非常に大きいわけですね。かなり

今土師のほうでもそういうことやられておるようですが、かなり面積をとるということ。それをまたサングリーンも入れますと大半がもう、それで占領言ったらおかしいですけども、占領されてしまうというようなことも一つはございます。そういった意味で地元のほうから、私どもが言ったんじゃないかって、地元のほうからサングリーンを指名して企業誘致的なものでというそういう地区振興協議会のほうから出ましたんで、それを地区と一緒に話した結果がということでもあります。その辺もわからんわけじゃないですけども、それは狭い地域ですから、私はそれでいいんじゃないかというような思い。全部入れますとほとんど一つの学校とられてしまうような感じになります、設計では。ということです。

○議長（西川憲雄） 国石議員。

○9番（国石 俊） それは確かに今のままでは狭いというのはようわかるけども、それでも森林とサングリーンに一つの学校いうほどそれだけ重要なんかなということ一つと、山形の小学校は耐震の問題でいろいろと相当古いもんで、またいろいろと金がかかるんじゃないか。これは町が補助金出すんで、サングリーンがすることやけええかもしれんけども、やっぱし町にもまた言うてくせんか。果たして耐震とかなんとかいろいろなものを考えると、あんまり適当じゃないなという気持ちがしますけども。

○議長（西川憲雄） いいですか。済みません。国石議員、1点だけ。森林の問題は、ここでご意見を述べるのはいいんですけど、議題にないんで、余り先走って話をされると後々問題等が起こったときに困りますので、そこら辺を踏まえてもう一度お願いいたします。

○9番（国石 俊） 森林のことを言うたのは、この補正でないんで、関係ないけども、森林とサングリーンは大体連携しとるんで言うとるんであって、その辺のところは議長は理解してほしい。

○議長（西川憲雄） それは理解します。思いを述べられたということで。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） いわゆる提案型というので、例えば我々が、執行部がこの地区はこういうものを入れなさいとか、森林組合はこの学校に行ったらどうかとか、そういうことは一切口出しをしておりません。要は地域の方たちから名指しでサングリーンを誘致したいという提案がなされる。それをできればいわゆる

学校を閉じておくのは忍びないので、やっぱり明かりが早くついたほうが良いというようなことで、できれば早くサングリーンに来てほしいというには提案がございましたので、今、徳永議員もおっしゃったように閉め切りますとかなりトイレのにおいが充満したりいろいろ問題が出てきておりますので、そういうこともかんがみながらいわゆる地域の提案型ということで実行させていただいたということとであります。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 先ほど葉狩課長の説明の中で少し気になったのが地元の合意形成と、それからこの空き校舎の活用ですね。町から各地区に移管した後の維持補修は地元が行うというのが、これが前提だと思うんですが、もっとそこら辺地元が維持管理するという前提というところでは間違いありませんか、どうですか、そこ。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 整備の内容によっては地元の管理ということが大前提にはなろうかと思っておりますが、改修方法によってはすべてが地元管理ということも検討する余地はあろうかと思っております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 初めにも言いました合意形成ですね。今回の合意形成がなされたというのは、空き校舎の利活用の組織と地区振興協議会というような話も出ましたが、果たして本当にそこら辺で十分住民に、後で地元が維持管理という負担も発生してくるところを心配してる方が結構いますのでね、本当にどの事業について合意形成が形の上ではなされたと言うが、ある程度上層部の方での合意形成になっとりはしないかというようなそういう心配もあるんですが、その辺については心配ないでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 先ほどの町長の答弁ありましたように、やはり地域からの提案ということで企業と地区が合意をされたというふうに聞き及んでおりますので、私どもはそれに対する助成をするということで、その後の管理につきましては当然入りました費用が一部分は担うことになるというふうに考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎）　確かに形の上では地元から合意したからこういうことを、事業進めてほしいという形で出てくると思うんですが、実態的に今の振興協議会とか空き家の利活用についてもなかなかこの末端に情報が届いてない。その中でどンドンどンドン事業が進んでいきようという。ほんで最後には、維持管理の部分については、負担の部分については大きくみんなにかかってくるというそういう心配が、結構そういう声もありますので、この合意形成、多分いろんな地区でもここが一番苦労してるところじゃないかと思うんです。本当にここ、山形見るとこんなに早く合意形成ができるのはすばらしいことだと思うんですけど、実際にそこら辺の合意形成という形をとっていくその内情について、本当に地域住民にとっての合意形成になっていかないと多分事業もうまくいかないのじゃないかという、そういう危惧を心配しておりますので、もう一遍町長、そのあたりについてのお考えを聞かせてもらえませんか。

○議長（西川憲雄）　寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎）　この話は、要求型から提案型にさせていただきたいということを行いました。どういう方に言ったかということ、まず各地区の財産区の役員の方、それから公民館の役員の方等々全員出席していただきまして、その席でこういうお話をしました。要求型ではなくて提案型にさせていただきたい。これにもまたなぜそうしたかというのは明日岸本議員も一般質問に中にあるかと思いませんので、説明しますけども、今は省きますけども、要は例えばてんでばらばらに婦人会はこういうことやってほしい、老人会はこうやれや、子どもたちの子供会はこんなことをやってほしい、それが一挙にてんでばらばらに私のほうに来ますとどれをどういうふうに精査するかというのは、これ非常に難しくなります。そこで約束事として地域振興協議会を最終的な窓口にさせていただきたいということです。ですから各地区で婦人会とか子供会とか公民館とかいろんな意見を集約しながら、今何がここに必要か、今急ぐものはどうなのか、そういうことをいろいろ皆さんに考えていただいて、そして最終的には地区振興協議会が全部まとめて、そしてこちらに提案をしていただくということで皆さん納得していただいております。今、岸本議員がおっしゃることも微に入り細にわたり全部我々が本当か、本当か、本当か、うんというようなそういうことも不可能でありますので、いわゆる地区振興協議会が最終的にまとめていただいて、じゃあ、これでようございませぬという了承とってやっておるということで、これには各地区とも、富

沢もできました。今土師がこれからつくられるという動きもありますので、その辺は地区に任せて。じっくりいこうという地区も実はございます。そういうところはじっくりやられれば良いというようなそういうことでやっておりますんで。

それからもう一つは、各地区に幹事会というのをつくっております。いわゆる各地区はある地区はどんどん進み、ある地区は全然もう停滞する。だれが見ても何かおい、バランスがおかしいじゃないかというようなことになってはいかんで、各地区の振興協議会の中に幹事会というのをつくって、そして今大体この地区はこういうことを今話し合ってる、各地区はこういうことを今模索している、各地区はということをそれぞれが5つの地区が皆さんがいわゆる情報提供して、そしてなるべくいわゆる凹凸がないような、そういう形で話し合いをしていただいておりますので、かなりそういう話し合いの中では、ああ、そうか、うちはちょっと今これぐらいだけど、まあまあゆっくり行くわというようなそういう話も出ておりますんで、私は今のままの状況でやらせていただければいいんじゃないか、こんなふうに思っております。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） まちづくり事務費の中で当初予算でも今回6月の補正予算でいきなり641万6千円の人件費減額になってますね。これはどういうことでしょうか。

○議長（西川憲雄） 徳永議員、わかればページ数とか。

○6番（徳永英太郎） ページ数は概要の中で14ページなんですけど。24年当初予算が総額で6,987万7千円なんです。6月の補正で631万2千円減額されているんです。ここでいきなり減額したという理由はどういうことなんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） そのうちで人件費部分が600万近い金額ということで、人事異動に伴う人件費の減額であります。

○6番（徳永英太郎） 人事異動だけでいいですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 4月の人事異動によるものを6月のこの時点で修正したものでございます。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） それで提案理由の説明の中で日本村落研究学会というのがありますね。これらの経費もかと思ったんですけども、この研究学会というのはどういうことをやってるんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 日本村落研究学会につきましては、今回30万程度補正計上させていただいております。これは10月26日から28日までの3日間、山郷小学校を会場に町内に120人の方がおいでいただきます。これは村落社会の発展と住民の福祉向上のために農山漁村の社会、経済構造、歴史文化を研究していらっしゃいます、いわゆる社会学でありますとか経済学、それから歴史学、あと農村計画学など幅広い分野の研究者、実績のある、現在は秋田大学の教授の方が会長になっておられますが、総数500名余りの学会です。毎年研究大会が秋に開催されておりまして、本年智頭町にその大会を、鳥取大学の教授が事務局されておりまして、智頭町のほうに誘致したというようなことでございます。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 観光費の中の臨時職員賃金、たしか説明では2人増。これは町に直接緊急雇用か何かで雇った人件費でしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） これは地域おこし協力隊を募集いたしまして、2人、それで提案理由でも述べてありますが、塩屋出店と板井原集落の観光戦略の構築でありますとか活性化を図るために、協力隊の2人を採用する部分でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） もう一つ、今地域協力隊の話が出たんですが、緊急雇用にしてもこういうもんにしてもある程度町民にとっては一種の雇用の場の確保になってるといふぐあいに考えてるんですが、緊急雇用についてはほとんど町内の

方の雇用が多いようですが、この地域協力隊については逆に町外の方のほうが多いようなんですが、この点についてはどのような考え方で、せっきくの雇用の場ですので、なるべく地元の人を使っていたきたいなと思うんですが、町外の方が多いというようなそこら辺の理由についてはどうですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 3月の定例議会でもご説明させていただきましたが、総務省が提唱しております地域おこし協力隊、これは三大都市圏域のいわゆる都市部の人材を地方に採用して、最終的には定住というものを目標に3年間採用するものでございまして、全国で目標は3,000人の地域おこし協力隊員ということでございますが、現在全国で600人程度が活躍されとるということで、地元の緊急雇用対策による雇用ではなくて、あくまでも三大都市圏域からの都市部の人材を活用していくという地域おこしの協力隊ということでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、もう1点、観光協会運営補助金205万ですが、これについての中身はいかがでしょう。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） これにつきましては森林セラピーの活動費でありますとか石谷家住宅を中心とした智頭宿でのイベントに係ります経費を増額いたしております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 森林セラピーにかかわるとかというのは、町直営でやっていますね。それをまた観光協会のほうに出して森林セラピーを推進していくということでは何かどういう形でといいますか、そこら辺の金の行き方が観光協会に行ってるんだけど、実態は森林セラピーの事業だというような、なかなかそこら辺見にくい形になってるんじゃないでしょうかね。もっと直接的にこれ例えば山村再生のほうでの費用にしたりとかということはできないんでしょうかね。ここでは何か本当にセラピーになってるんだけど、その受け皿が違うというような形になってるような気がするんですが、これは問題ないんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） このたび計上させていただきました内容につきましては、いわゆる業務を預かる職員の活動費でございます。例えば外部の養成に向け

た講座でありますとか研修視察、それからメンタルヘルス事業のためのそういう活動、それから中四国ブロックセミナーでありますとか全国のネットワーク会議への参加と、そういういわゆる活動費が今回計上いたしております。当初予算ではその部分につきまして計上がなかったものですから、そこで現場を預かる職員の活動費ということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 活動内容については、それわかるんですが、今言ったように主体がセラピー事業ですね。セラピー事業にかかわって観光協会が職員がやるんで、その補助金だと。実態的には本来はこのセラピーを所管している山村再生が本来やるべきところで、山村再生のほうでの事業費、今回もセラピーという部分で山村再生のほうで出てますね。1周年記念事業もあるんですが、そこら辺での何か事業一本化したほうが、事業の主体ですね、そこら辺やったほうがわかりやすいんじゃないですかね。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 先ほど申しましたように、あくまでも現場の実動部隊の活動費でございますので、一般会計のほうでセラピーの補正があるのはいわゆる1周年記念のイベントに係りますものですので、あくまでも先ほど申しましたように実動部隊の活動費というふうにとらえていただきたいと。それはあくまでも観光協会のほうに事業委託しておりますので、その部分での活動ということで認識いただきたいと思います。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） もう1点、同じく25ページですね、セラピーの推進事業委託料ですが、これはどういった組織に委託をしてるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 先般、6月19日の民生常任委員会で説明しましたが、鳥取市在住のエアブラシアーチストに委託するという格好でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、事業の内容は説明受けたんです。この委託は、じゃあ、その方に個人に委託をするということですか。このセラピー推進協議会のほうに委託するとか、そこら辺の形ですね。今の説明では何か個人の方に委託す

るように聞こえたんですが。

○議長（西川憲雄） 山本再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 個人のエアブラシアーチストに委託するという
とでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から災害復旧費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この学校改築事業です。設計監理委託料8,550万で
すが、これは当初の3,100万設計委託料、白兔設計にしていたんですが、こ
この設計の趣旨の違いですね、前の本会計のときの3,100万と今回の8,50
0万、これの内容についての違いはどうなんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 当初予算で組んでおりましたのは基本設計でございま
す。基本設計と申しますのは、こちらが智頭町が発注者側なんですけども、それ
に対する設計のプランですね、そういうものを示すと。

それから今回6月補正で計上しておりますのは、実施設計と地質調査でありま
す。この実施設計につきましては、詳細設計と申しますか、要は受ける側ですね、
受ける企業といいますか、そういうところでどういような部材がどれだけ要る、
そういうような詳細を設計するものでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） そしたらこれからこれのまた設計もこれ入札をして事業
者を決定するという形になるんですか、それとも……。

○議長（西川憲雄） ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時51分

○議長（西川憲雄） 再開いたします。

岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 基本設計については白兔設計が受けてるんですが、今回

の今度本設計ということになってもあくまでも基本は入札を行って設計者を決めるのか、あくまでももう基本設計白兎がとってるので、次の設計は白兎になるのか、随意契約になるのか、そこら辺はどういうぐあいですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 基本的には随契によります措置になります。入札は行いません。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） あとじゃあ、ここの金額ですね、8,500万。あくまでこれは行政側が出していかにとおかしな話なんですけど、ここら辺の数字について本当にこっち、教育委員会サイドでその積み上げができたんでしょうかね。そこら辺はどうですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） これは教育委員会サイドで国交省の基準に基づいて設計したものでございます。

○議長（西川憲雄） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債補正の質疑を行います。

ご質疑はありますか。

岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 債務負担行為で庁用車の賃借料ですね、まるごと民泊事業についてですが、これが1年間延びてるんですけど、1年間延びてるのに実質的金額では13万ぐらいしか延びてないという見方ができるんですけど、この辺はどういうことでこういう事業が変わるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 山本課長。

○山村再生課長（山本 進） 当初予算で計上してます電気自動車に係るものでございますが、経済産業省の補助金が絡んでいます。業者のほうでその手続を進めてもらってるんですけど、その補助金の手続が若干ちょっと手間がかかったようでして、それで5年間のリース契約なんですけど、リース契約のスタートの時期がちょっとずれ込んでしまって、全体5年間ということで、その期間が単純にスライドしただけというふうにご理解願います。

- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） いや、今の期間がスライドしたと言いますが、この表記で書いとるのは25年度から28年度までが29年度までになったと。だが、金額については1年間延長になったにもかかわらず13万円ぐらいしかふえてないんで、単純にこれ年間で割るとそこら辺なかなか数値が合わないなという気がするんで、それでお聞きしてるんです。
- 議長（西川憲雄） 山本課長。
- 山村再生課長（山本 進） 24年度分が当初予算で計上されてますので、あくまでも12カ月掛ける5年間の60カ月ということで、トータルとしては一緒です。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） いや、トータルとしては一緒ですが、これ1年間延びたんですね、借り上げる期間が。違うんですか。そこら辺もうちょっとわかるように説明してもらいたい。
- 議長（西川憲雄） 山本課長。
- 山村再生課長（山本 進） 60カ月間のリース契約は変わりません。これを年度という表記になってしまうと1年延びたような格好に見えるかもしれませんが、今年度は7月からのスタート、最終29年度が3カ月分ということになります。よろしいでしょうか。
- 議長（西川憲雄） そのほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（西川憲雄） それでは、次に、歳入を一括して質疑を行います。
ご質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。
最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。
ご質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
- 日程第12、議案第65号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補

正予算第1号の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

- 福祉課長（岸本光義） 議案第65号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。

初めに、歳出のほう説明させていただきます。42ページをごらんください。総務費の一般管理費については、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行うものです。

諸収入、諸支出金の償還金については、平成23年度の国庫負担金等の精算に伴う返還金の補正を行っているものです。

次に、歳入の説明をします。41ページです。人件費部分については、一般会計からの繰入金で、返還金については繰越金をもって措置をしております。以上で補足説明終わります。

- 議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

- 議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金児総務課長。

- 総務課長（金児英夫） 午前中の中澤議員の質問で管理職手当の件でございます。私ちょっと間違えておまして、3月定例でというふうに申し上げましたが、2月の13日に行われました総務委員会でこの説明を行っております。以上です。

- 議長（西川憲雄） 説明は以上です。

それでは、日程第13、議案第66号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第1号の補足説明を求めます。

藤原税務住民課長。

- 税務住民課長（藤原 孝） 議案第66号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第1号。

補正予算書の50ページをごらんください。一般管理費につきましては、人事

異動に伴います人件費の調整でございます。

公共下水道整備費につきましては、一般会計のところ、補正の内容のところで総務課長も申しましたが、湯屋地内の下水道整備工事に伴う設計委託料及び工事請負費でございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第67号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の補足説明を求めます。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） 議案第67号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号。

58ページをごらんください。人事異動に伴います人件費の調整を行っております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第68号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第1号の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第68号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第1号。

66ページをごらんください。一般管理費、それから総合相談事業費、それから介護予防支援費とも人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

なお、歳入については、一般会計からの繰入金をもって措置しております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第69号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号の補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第69号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号。

74ページをごらんください。歳入歳出とも同じですが、介護保険事業運営費補助金の運営利子を積み立てるために補正するものです。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第70号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第1号の補足説明を求めます。

西沖水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（西沖和己） 議案第70号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第1号。

3ページごらんください。説明に入らせていただく前に誤植がございますので、説明をさせていただきます。目のところにあります3番目、3の統係費でございます。備考欄に通勤手当12万とございますが、ここに誤植が生じております。管理職手当というふうに読みかえてご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、正式には後ほど正しいものと差し換えさせていただきますことをご了解いただきたいと思っております。

それでは、3ページの説明をさせていただきます。燃料代として3万2千円を計上しております。あとは人件費によります調整額でございます。以上であります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第71号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

金児総務課長。

○総務課長（金児英夫） 議案第71号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

はぐっていただきまして、26ページの新旧対照表をごらんください。今年の4月1日から町長任期であるこのたびの6月19日までの間ということでこの条例が制定されておりましたけども、改正に伴いまして最終日である7月4日から4年後の任期であります6月19日までの間ということで日にちを改正するものであります。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 町長に改めて給与の10%カットについて思いを再度聞かせていただけませんか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 思いと言われましてもどうなのでしょうね。先般の選挙で岸本議員の親友である方が30%カットというようなことを言われまして、私はあれを見て、この方は全く自信がないんだと、最初から自分は能力がないから30%おまけしますからぜひ町長にならせてくださいというような何かそういうニュアンスで実は受けとめました。これはそれぞれがいろんな思いで見るとは思いますが、私は30%がいいか、10%がいいか、あるいはそれは別にして、与えられたものは堂々と胸を張ってそれだけの仕事をすれば別に何ということはない思っております。どうだと言われても答えようがありませんけども、やっぱり自信を持って、胸を張って、それだけ以上の仕事すれば私は町民の方には理解してもらえるんじゃないかな、そういう思いを持っております。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員、できれば簡潔に、余り……。

○5番（岸本眞一郎） いや、私は町長に言われたように自信を持っておれば与えられた給与をもらえばいいということで、それは理解できますので。さらにその上で自身が10%カット提案してますので、だからその10%カットについての思いをお聞かせ願いたいということです。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） そうは言いながら、いろいろ人件費等、あるいはこういう厳しい状況ということで、そういう意味で10%みずから進んでカットさせてもらったということでもあります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第72号 智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 議案第72号 智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例の制定について。

28ページ、29ページ、30ページとごらんいただきたいと思います。この条例は、本町における定住を促進し、過疎化の防止と町の活性化を図ることを目的に定住促進対策事業のうち町有地無償提供事業に係ります対象町有地の位置及び譲渡の手續など必要な事項を定めるものでございます。

なお、無償譲渡する町有地につきましては、地方自治法96条第1項の規定により、議会の議決を要するというように規定されておりますが、同条第6項に条例で定める場合はという規定がございまして、無償提供用地1件ごとの議決は要しないというふうに書いてあるとおり、智頭町の定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例を制定し、対象町有地の位置を明記することで事業の円滑化を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、「無償貸付」という文言を加えましたのは今後そういうケースが発生した場合を想定をしてつけ加えております。

第1条は、先ほど申しました目的でございます。ポイントのみかいつまんで説明をさせていただきます。

第2条は、町有地の位置でございまして、別表で30ページのほうに6カ所定めております。

第3条は、貸し付け及び譲渡の価格ということで、貸し付け及び譲渡価格は無償するという規定でございます。

第4条は、対象者に関する規定で、本町に定住し、自己の住宅を建築する者と

し、2項のほうで暴力団または指定暴力団等に所属する者は対象にしないということで明記してございます。

第5条は、貸し付け及び譲渡の候補者の選定等で、正味の審査後、申し込み多数の場合は抽せん等、別な方法によって貸し付け及び譲渡の候補者を選定するというものでございます。

第7条は、譲渡等契約者の責務等で、契約を締結した者は3年を経過する日までに行うという責務を定めております。一つに貸し付けを受けた土地に住宅を建築。申込書に記載した者が当該住宅に居住をすることということで規定しております。

第8条は、契約の無効等でございます。譲渡等契約書との当該契約無効の定めをしております。

それから第9条が譲渡の手続で、譲渡契約者は第7条に規定する責務、木造住宅の建築、それから住所登録を履行したとき土地の無償譲渡申請するというところでございます。

第10条が資産管理の制約ということで、土地の譲渡を受けた者は、譲渡の日から10年を経過するまでの間において禁止する行為を定めてございます。一つには、譲渡を受けた土地に建築した住宅から転居すること。これには該当する定義といたしましては、病気療養等により長期入院を必要とするなどやむを得ない事情がある場合を除き主たる住居をほかの住宅に移すこと。または住宅に居住する期間について年間におおむね9カ月以下が常態化しているときということで規則に定めております。2つ目には、住宅または譲渡を受けた土地の全部もしくは一部を第三者に貸し付け、もしくは譲渡することを禁止しております。

第11条は違約金でございます。土地の譲渡者は、第10条の各部門に該当する行為をする場合においては違約金を納付するという項目でございます。なお、第2項以降で不測の事態などやむを得ない事情が生じてると見られる場合に限り、違約金の徴収を免除することができるとしておりまして、不測の事態というのは規則に定めておりまして、死別等により単身で生活が困難になった場合、それから介護等が必要となり住宅での生活が困難な場合、それから住宅が被災し居住できない場合、そのほか前3号に類する事由がある場合ということで規定をいたしております。

第12条は土地の返還でございます。譲渡入居者は、次の各号のいずれかに該

当する場合においては無償で土地を返還し、速やかに住宅を撤去しなければならないということで、第4条の2項の規定に該当したとき、あるいは再三にわたり周辺住民に迷惑を及ぼす行為をしたときという規定でございます。

第13条が譲り受け者の責務ということで、譲り受け者は町や地域の規範を遵守するとともに、自治会など地域の活動に協力するよう努めなければならないという責務を明記しております。

施行日については、公布の日から施行ということで規定しております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） 第4条の対象者に関することに関してですが、この無償提供の事業の目的のメインとなるのは若い人の定住対策を促進するためというのが上げられると思いますが、この年齢制限に関しては何も記載がありません。この年齢に関してはちゃんと条例で示すべきだと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 年齢につきましては、交付要綱のほうでその定めをしておりますので、特段条例では年齢の明記はいたしていません。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） やはり先ほども申しましたように、若い人の定住促進というのがメインの趣旨であるかと思えます。なので、ですからやはり若い人にターゲットを絞るためにも条例に記載するべきと思うわけですが、ですからこの募集要項に書く云々ということはさておいて、もちろんですけども、条例でというところにすごく重きを置いてるわけですが、その点いかがですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） あくまでも交付要綱で年齢を定めておりますので、条例のほうに明記することは必要はないというふうに認識しております。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） そのほかの質問でもよろしいですか。

○議長（西川憲雄） 一度、ほかがなければ。

ほかに質問。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） ここに来て無償貸し付けということが出てきたということに対して説明をお願いします。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 冒頭で申しましたように、現在はそういうことは想定をいたしておりませんが、今後どのようなケースが発生するかということも想定、いろいろと他の自治体の状況といえますか、条例等いろいろと研究しましたところが、やはりそういうことも想定をする必要があるということで今回は入れておりますが、特段現在そのことについて無償貸し付けをするというものではございません。将来的なことも考えてのことでございます。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 譲渡であれば年度年度固定資産税を払うようですし、貸し付けであればその必要はないわけですね。どちらを選ばれるかは契約される当事者が考えられることでしょうけども、当初は譲渡しようということできずと来てましたんで、貸し付けについてというのここに出てきたということに、えっ、貸し付けでもいいんだみたいな、ちょっとおろおろとしたところがあるんですけども。今の表現、説明では将来的にということでしたんで、わからないでもないですが、譲渡と貸し付けでは不動産の持ち方の形態が全く違うわけなんで、自分の所有になるか借りるのかということはそこら辺は十分考慮されてると思いますが、名義が違うということでの将来的な本町に与える、固定資産税にしたらそんなに大きく変わってこないでしょうけども、譲渡、貸与ではちょっと違うように思うんですけども、そこら辺は。もう一度説明をお願いいたします。譲渡であれば固定資産税は入ってくるわけですね。そこら辺のところ。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） ご指摘のとおりだと思います。譲渡であれば当然固定資産税が入ってきますし、無償貸し付けであれば固定資産税は入ってこない。そういうあたりの整理は十分検討いたしました部分でございますし、どちらを選ぶかではなくて、今募集しておりますのは無償譲渡ということで応募をかけておりますので、受けられる方がどちらを選ぶかではなくて、こちらが無償譲渡でしますということで今公募かけておりますので、そういう整理をいたしてるところでござ

いますが、ご指摘のように無償貸し付けがどのような形で発生してくるかということはまだ現時点では想定はできませんので、そういう一時的に無償貸し付けというようなことが発生した場合にはやはり条例に明記すべきではないかというようなことをお聞きしたところが結論でございますので、今回は無償貸し付けというものの文言を明記したところでございます。

○議長（西川憲雄） 1 番、中野議員。

○1 番（中野ゆかり） 同じく第4条の対象者に対してですが、対象者に対するところの項目ですけれども、智頭町に定住しという文言があります。これはやはり交付の資料にもありますように今後10年以上定住しとかはっきりした数字を、年数を入れるべきと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 年数については条例のほうの中で禁止条項というものが10条のほうで定めておりますので、私どもはあくまでも将来にわたって定住をいただくという観点で、第4条からはそういう年限についての明記はいたしておりません。以上です。

○議長（西川憲雄） ございますか、中野議員。

○1 番（中野ゆかり） 今読んでるところです。ちょっとお待ちください。

○議長（西川憲雄） 5 番、岸本議員。

○5 番（岸本眞一郎） 今回の無償譲渡において、これまで情報としてこういうもので4カ所と提示されていたんですが、今回6カ所になっているということで、このふえた部分については具体的には場所はどの辺にこれはなるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 別表に定めております6カ所のうちの現在4カ所は既に公募をかけておるところですが、下の智頭2094番地5と2094番地9という2つの町有地を今回将来的に町有地の活用、調査の基づいて現在はここに記述、明記しておりますが、現在は公募はかけておりませんが、条例の中でこの土地についても無償譲渡化できるということでの規定の明示をしたところでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5 番（岸本眞一郎） 将来的には今わかったんですが、具体的に場所的にはどの辺のこれは用地を指しているものんでしょうかということ聞いてる。

- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） 旧営林署の土地のあった周辺の町有地の2カ所でございます。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） これは例えば緑ヶ丘で周辺、これは番地でいうとあるんですけど、どうですか、具体的に。いや、もう少し明確に。
- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） 河原町四丁目の旧営林署の跡の周辺です。の町有地でございます。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） もう一つ、今回条例で定めれば財産譲渡については議会の議決を得なくてよいという話なんで条例制定するんですが、これの不動産価値というものが幾らなのか、ある程度議会としてもそこら辺を知っておかなければ、果たしてどれぐらいこういう譲渡で町の財産がなくなっていくものか知っとかんといけんと思うんですが。ここら辺の不動産価格についての把握はどうなってるのでしょうか。
- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） 価格のそのあたりにつきましては、現在こちらでは情報といえますか、そういったものは整理をいたしておりません。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） いや、ある程度これ土地の公簿価格とか周辺の課税価格ですね、そういうのがやっぱりあるんで、議会としてもこういう無償譲渡するのにどれくらいな不動産価値があるものを譲渡するのか、そこら辺がわかってなくて、ただ単にここの場所を提供しますよということではなかなか町民の方に聞かれても説明しづらいし、またある程度これは公共サービスの一環だと思うんで、仮に場所によって大きな価格の価値が著しく違った場合にね、この場所によって同じようにサービス受ける者がサービスの中身が変わってくるような気がします。本来なら公共サービスというものは、ある程度一定なものが望ましいような気がするんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。
- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） 周辺の土地でありますとか該当の土地の評価額という

のは、当然それは調査すればわかりますし、現在調査も周辺の土地についてもしておりますが、現在ここで幾らというような公表は資料持ち合わせておりませんので、それはできないこととさせていただきます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） じゃあ、後ほど今の不動産価格ですね、実勢価格的なものを調査していただくということは約束していただけますか。

○議長（西川憲雄） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時26分

再 開 午後 1時27分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 課税標準額の仮評価はできるということとさせていただきますが、きょうここでの提示というのはできませんので、最終日までには提示できるというふうに考えております。

○議長（西川憲雄） 金児総務課長。

○総務課長（金児英夫） 補足させてもらいます。先ほどの岸本議員は公共サービスと言われましたけど、これは公共サービスではありません。あくまでも定住対策の一環としての無償譲渡ですので、公共サービスではありませんし、各単価が違うからといって、例えば10倍も違いがあるからといってこれをやめたりするものではありません。もう既にこれはすると決まったものですので、それに対するの表示をするといったことですので、これは理解していただきたいと思えます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、私はそういうのをやめろとかなんとか言ってるんじゃない、ある程度こういうものは一つの事業としてするときにはだれもが同じような制度の恩恵を受けるのが望ましいと言ってるんで、ある程度こういう不動産価値の変動が著しいときに、特定の場所に多分人気が集積したりするでしょう。町民から見るとこの制度に乗れなかった、どんどんどんどん希望者が出てきて用地が不足したときに、あとは個人で取得すれば上限100万円の土地取得の補助金が出るんですが、そういったものとの比較をしたときに不公平感が出るのではないかなということ心配してるということです。

○議長（西川憲雄） 答弁求めますか。

○5番（岸本眞一郎） いや、いい。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

それから1点、ここは意見を発言する場ではないので、できるだけ質疑にまとめて質問していただきたいと思います。

そのほかありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） 第6条で譲渡等候補者は遅滞なく云々かんぬんで契約が締結しなければならない。この遅滞なくという文言ですけれども、やはり申し込み受理後何日以内にとかいうちゃんとした数字が入るべきと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 表現の仕方だとは思いますが、何日以内というのを契約のほうでそのあたりのほうは定めていきたいというふうに、契約書の交わす中で表記をしてまいりたい。条例にはあくまでも遅滞なくということで速やかに締結できるようにするというので、こうなっております。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 5条に申込者が多数のときには町長が記載事項等を審査し、かつ適宜な方法により選定するものとしとるんですが、これはやはり具体的にある程度方法を定めていたほうがいいのではないかなという気がしますが。これ具体的にどのような方法考えてるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） これは、申込者多数の場合は抽せんということを考えております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） ある程度例えば抽せんに漏れて、いろいろ複数候補地があるんですね。これは一遍に複数のところに申し込みとか、落ちた場合考えてという、そこら辺選定についてはどのようなことが、複数でもこれいいんですかね、申し込み。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

- 企画課長（葉狩一樹） 複数は想定いたしておりません。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） だから例えば1カ所に集中して、そこに抽せんで漏れたらもうほかには申し込めない。ほかがある申込者がいないときにはそれできるんですけど、ほかにある申込者がいるときにはもうほかの申し込みはできないということ想定してるといいますか。
- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） そうでございます。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） あともう1点、町長が一人で審査するような形になっておりますが、これはそうですね。審査会的なものはないということですね。あくまでも町長が一人で審査し、抽せん等するというのを考えてるようですが、これある程度透明性というか、そういうものを町長に誤解を与えないようにするための仕組みが望ましいのではないですかね。
- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） 条例上では町長はとしておりますが、町長一人が決定されるわけじゃなくて、あくまでも担当課が書類審査をいたしまして厳正な審査の上で最終的に決定をするというものでございます。
- 議長（西川憲雄） 1番、中野議員。
- 1番（中野ゆかり） 第7条の1なんですが、建築する住宅に関する項目で、規則で定める要件を満たす住宅を建築することというふうにとってもアバウトな表現でなっています。この無償提供事業に関して議会のほうでは大きく2つの重要な項目を上げてこの事業を賛成をしていたはずですが。1つ目は、若者定住という若い人に定住してもらおうということと、もう一つ目は、その住宅、これは智頭材を使ってほしい、智頭の業者の方に対して建築してほしいと、この2つが主に議会からの要望だったと思います。ですけれども、これを見るとやはり先ほども申したようにとても智頭材の一つの言葉も出てませんし、余りにも記載があやふやだと思います。ですから交付の中にもありましたように、例えばですけれども、住宅は木造住宅で智頭町内の業者との契約により町内業者から調達した町・県産材を使用することなどといったような明確な表現に変えてはどうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 条例上ではそこまでは明記しておりません。通常の条例でいきますとこういう形式であって、規則のほうで定めておりますのは先ほどもおっしゃったように木造の住宅であること、仮設用ユニットハウスなど簡易な仕様、構造の住宅でないことということできちっと明記をいたしておりますので、条例のほうに細々としたそういう条件的なものは明記は必要はないというふうにとらえて条例を作成いたしました。

なお、先ほど中野議員のほうから条件を提示いただきましたが、これは既にこの事業の中身で公募かけたときにそういう条件を明示しておりますので、それに基づいて申込者の方が判断をとということにいたしておりますので、あえてそのことを条例上に明記するということはいたしておりません。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 11条に書いてるんですが、これは10条の規定に違反したときには契約書に基づき規則で定める違約金を智頭町に納付しなければならないと書いてるんですが、これは具体的に違約金等の金額等もこれはある程度定めているんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 規則委任を出してございまして、その部分につきましてはそれぞれの土地についての価格、周辺の土地の価格も違いますので、一律に違約金は1平方メートル当たり幾らというような明示ができませんので、そこは近隣の周辺の土地の評価額、それに照らし合わせた違約金を設定していくということで明記しておりますので、金額については明記はいたしておりません。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、ここの違約金の解釈というのは、譲渡した土地の評価額相当を違約金として見るという考え方でいいですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） そのとおりでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

11番、谷口議員。

○11番（谷口雅人） 4条2項の規定、破壊活動の防止法に指定される暴力団

等はこれはもう論外ですけれども、に指定されてはいないものの社会的にはなかなか受け入れがたい団体、ここでは余り具体的には申しませんけれども、そういった方がそこに存在することだけで周辺には騒ぐわけではないけど、威圧感を感じるとか、あるいは非常に迷惑なビラがいっぱい張られているとか、そういうことにならない形の中で、これは12条のところ不幸にしてそういう形になったらなるですけど、その辺のところをどういうふうに理解しておられるでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 4条の2項は、明確に法律で定める者を排除するものということにしておりますが、それに似たようなものはどうしてもそのあたりは判断がつきにくいという部分もございますので、3月に条例を制定いたしました暴力団排除条例、そういうものと照らし合わせながら対象者にとってもしそういう情報があればそこでの処理をしていきたいというふうに考えております。先ほどご指摘のように、第12条において、もちろん4条2項に該当したときは即該当するんですが、やはり2号のほうで再三にわたり周辺住民にというような適用させていくことが必要なことがあり、……に明記したところでございます。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 12条の（2）につきましては、不幸にしてこういうことがないように、ただ最悪の事態は排除するという事の中で書いてあるわけですが、4条のほうにもう少し、今すぐにとは申しませんが、追記できる部分がありはしないかという感想持っておりますし、そこについては条例に対する法律上の問題があるかもしれませんので、しっかり研究していただきまして、今後追記できる部分があったらそれは解消できるようにしていただきたい、研究お願いします。答弁は求めません。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 31ページからごらんください。議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

32ページ、33ページが改正の部分でございます。現在町で管理しております旧塩屋出店及び西河克己映画記念館につきまして指定管理者制度を導入することといたしまして、第3条以下所要の改正をいたすものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 指定管理者制度の導入となりまして、随分と経過をしております。当初の指定の中で指定管理者制度の現状の課題という切り抜きを私持っていますけれども、最終的には指定管理者の指定を受けようとするときは、指定をしようとするときは議会の議決が要るということでございますので、この件について多少ですけれども、質問させていただきたい、こういうぐあいに思います。

先般、旧塩屋出店につきましては、指定管理者を解除したという経緯があります。そのときのやりとりも今思い出すけれども、リスクがあったんですか、なかったんですか、その辺のことも踏まえまして認定の仕方が少し甘いんじゃないかというようなことも多分議論闘われた、こういうぐあいに私は覚えております。したがって、今回再出発をして指定管理をしようという条例の改正が出てくるわけですけれども、これについては先般の解除を含めてどうやって新たな再出発迎えようとしているのか、具体的にこのことの説明をお願いします。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 昨年の4月から町の管理になっております経過は、もう既にご承知だと思いますが、まちづくり協議会の解散によりまして指定管理が受けられないというような状況が発生してまいりました。そこでやむなく、その時点では新たな指定団体が見つかりませんでしたので、町が直営で管理をして1年と今日まで来とるような状況でございます。その中にありまして、昨年からの指定管理者制度導入についていろいろと検討してまいりました中で、まちづくり協議会等々はもう既に数名を残して団体がないというような中、それから新たな団体もまだそういう指定管理を受けていただけるような団体がないという中で、やはりこのまま旧塩屋出店を、まちの観光としての位置づけの施設を指定管理をせず町が管理するままでいくのはどうかということもありまして、いろいろと検討いたしました結果、想定をいたしておりますのはまちの観光施設でありまして、観

光情報の発信でありますとかガイドのいわゆる拠点、そういったことを考えますとやはりここは観光協会に指定管理をしていただくことが望ましいのではないかとというようなことも想定いたしまして10月から指定管理を導入していこうと。今議会に債務負担行為を提出させていただいておりますので、この債務負担と条例改正を受けましてこれから選定をいたし、9月議会には指定管理者の選定議案を上程させていただきたいというふうに考えとるようなことでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） 十分検討されたと思いますけれども、指定管理者制度の趣旨というのは多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためということで指定管理に出すわけですよ。指定して委託をされるわけですけども、全国的にも市町村で大体7割ぐらいが公募でないんですよ。いわゆる指名の候補を回すということになると思う。それで私冒頭に言いましたけども、委託事業については修繕費とか、あるいは電気代の未納とか、いろんなことで先般も多分捜査されたと思うんですけど、対応されたと思うんです。そういうようなところの責任問題が明確でないから途中で解約されてもノーサイド、終わってしまうということになりますから、せつかく条例ができるんですから、塩屋出店とりあえず全般的にもう一度指定管理者を見直すべきではないか、制度そのものを事細かくすべきではないかというぐあいには思うんです。したがって、それは今回の条例には関係ありませんけども、先ほど質問の回答の中にありましたように観光協会、今言われましたですね。観光協会、指定管理者権利がありますか。要は行政がやっとならう、観光行政が。ボランティア部分わずかですよ。ボランティア部分はわずか。どちらに出されるんでしょうか。行政に出されるんですか、それともボランティアに出される。今観光協会の指定管理がそうでしょう。建物の管理だけでしょう。運営は行政携わるとるでしょう。だからそういうようなことをもう少し条例を改正されるならば全般的に見直すべきじゃないか、私はこう思います。いかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 観光協会のほうに指定管理をとというような想定をしている部分につきまして、やはり町の観光の情報の発信。今は総合案内所の管理の部分だけの指定管理は確かに観光協会が行っておりますが、この塩屋出店の管理

につきましてはやはりそこを拠点にイベントの実施等々情報発信を含めた総合的なところの活用策をノウハウ持って観光協会のほうにお願いをというようなことで想定しておりますので、そのあたりで今回の条例改正に当たっては特段前回改正した部分と変わりは、今までの指定管理の方法とは変わりはないわけですが、やはり新たな団体が管理するというこの活用を生かしてまいりたいというふうの想定で、観光協会のほうに今回指定管理をということで考えておるところでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この塩屋出店は、本来文化財的な価値があって教育委員会が管理してたものですね。だから文化財的なものを一般に公開するという機能が主であって、そこを観光拠点にするとかというのはどうでしょう。そのために委託するということになる文化財の機能を一般に公開していくんだという本来の趣旨と若干ずれてきたような気がするんですが。ちょっと逆に、教育委員会の塩屋出店の位置づけというものはどのように今とらえてるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 教育委員会が23年3月末まで指定管理に出しとったわけですが、この時点では国の登録有形文化財という位置づけでありました。23年度から町の直営を始めとするわけですが、その部分ではまちづくりの環境としてこの施設をとらえています。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） じゃ、確認ですが、従来教育委員会が管轄して指定管理出していたときには文化財としての位置づけだったんですが、それが団体が手を引いて、町が直営に管理したときからはまちづくりの施設としての機能という位置づけですか。そうとらえていいんですか。だからもう文化財としての機能よりもそういうまちづくりの拠点としての機能に転換したという、そういう解釈でいいんですかね。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） そういうことであります。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、私はこれまでも直営にした場合にも申し込みあれ

ば公開するというようなことでしたね、この塩屋出店。その公開するということは、あくまでも文化財的な価値をみんなに公開するんだというそういうとらえ方をしてたんですが、では直営になってからの公開ということについてはまちづくりという拠点での公開となると若干何か違うような気がするんですが、そこらについてはどうですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 塩屋出店、それから西河克己映画記念館、これ単体で見ますと確かに文化財ではありますが、今回の23年度に整備しました消防屯所ですね、こういうようなものと一体的にやはりまちづくりの施設という、拠点施設ということで位置づけたほうがいいんだらうということで進めております。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） どうも維持や補修は文化財を補修していくんだという観点ですね。だが、使うのはまちづくりの拠点だという、何か二重基準でやってるような今の答弁では気がするんですが。じゃあ、もう文化財としての機能というのは行政としては余りそんなに重視しないんだということになるんですかね。

○議長（西川憲雄） ちょっとこれは答弁の提案者ですので、企画課長、答弁。葉狩課長。

○企画課長（葉狩一樹） 開放といいますか、あそこ塩屋出店につきましては従前からちょっと一般公開といいますか、開放をしている施設です。有料の、取って拝観していただけるというようなものではございませんので、あくまでも国の登録の文化財ではありますが、先ほど教育課長申しましたようにまちづくりの拠点というように、文化財ではありますが、まちづくりの拠点施設。ですから平成22年度まで指定管理で管理いただいておりますが、まちづくり協議会というものが入りましてもみの木亭を運営したり、そこでのまちづくりの拠点ということで位置づけて使って指定管理しておりましたので、それはこれからも踏襲していくものでございます。

○議長（西川憲雄） 大体説明が終わりましたので、最後にしてください。岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） ですから私は、今はそういう考えだけど、じゃあ、これまでの文化財としてのそういう位置づけというものはどのように今度なるんでしょうかという、そこが聞きたい。

- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） それは変わらないと思います。文化財をもって修繕できるものは修繕ということもできますので、何ら変わるものではございません。
- 議長（西川憲雄） そのほかございませんか。
- 1番、中野議員。
- 1番（中野ゆかり） 済みません。改めてお聞きしますが、一般公募はしないということよろしいですか。
- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） そうでございます。
- 議長（西川憲雄） 中野議員。
- 1番（中野ゆかり） それでなぜ一般公募をしないんですか。
- 議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。
- 企画課長（葉狩一樹） 先ほど申しましたように、この施設をやはりまちづくりの拠点であり、観光の魅力情報の発信でありますとかここでのイベント開催などそういう拠点として行っていきたいという思いもございますので、現在観光協会を想定しておるところでございます。
- なお、食事処につきましては、この部分につきましては公募ということも今考えてはおります。
- 議長（西川憲雄） 中野議員。
- 1番（中野ゆかり） いや、一般公募するものと思っていたので。ニュアンスがちよっと違うかもしれませんが、第5条の2の（3）なんですけれども、指定管理者は云々かんぬんで閉館、開館することができるというこの項目がありますね。これって単純に言うと指定管理者の都合で閉館、開館ができるというようなことに受けとめられると思います。指定管理者は自分の都合で閉館、開館ができる。いけば特別に必要があると認めるときはということなので、それでこれというのは結局はその下に書いてある3番の（略）なんですけれども、略のほうで事前に休むときは塩屋出店等の施設内に掲示することをしなければならないというような項目がありまして、今議案の中では略されているのでわかりは悪いんですけれども、結局この塩屋出店というのは今現在の観光客の方は観光協会案内されて多分塩屋出店に出向かれることもあるかと思えます。ですから休むときには、閉館するときには事前に町長及び観光協会に報告しなければいけないという

ようなそういうようなことが必要かと思うんです。ですから私は、この（３）番の指定管理者の項目は理解できますが、略のほうでちょっと注釈が必要ではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。わかりますか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 指定管理者制度そのものでいきますとあくまでも指定管理者にそれはすべてゆだねるものですので、例えばこの（３）で臨時に休館し、または休館日、例えば水曜日が休館日を開館することができる。他の施設が水曜日あいているような施設があれば同じように智頭宿内で塩屋出店も水曜日にあけるといようなことが生まれてこうかと思えます。それは指定管理者の裁量にゆだねるということですので、それを第３項で町長または観光協会に云々というような表現は必要ないというふうに理解しております。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○１番（中野ゆかり） 最後のこの条例は平成２４年１０月１日から施行するというので、何で１０月なんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） ご説明いたしましたように、１０月から指定管理者制度を導入したいということで施行を１０月１日でございます。

○議長（西川憲雄） これは見解がいろいろありますので。そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第２１、議案第７４号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第７４号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

３５ページお願いします。国の法律改正により外国人登録制度が廃止され、在留管理制度が平成２４年１月２９日から施行されるのに伴い、広域連合規約の備考欄に外国人登録票原本というのがあります。それを削除するものです。以上で説明終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「済みません」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 岸本課長。

○福祉課長(岸本光義) 7月9日です。済みません。

○議長(西川憲雄) ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

葉狩企画課長。

○企画課長(葉狩一樹) 議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について。

37ページをごらんください。智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、アンダーラインを引いて明示しておりますが、町道改良事業米井1号線、それからバス待合所整備、公共施設利用者駐車場整備事業及び空き校舎等利活用推進事業、この4事業について計画に追加するものであります。以上でございます。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第23、報告第1号 平成23年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

金児総務課長。

○総務課長(金児英夫) 報告第1号 平成23年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

これは3月の定例会においてそれぞれ繰り越しの費目における限度額を提出しました。これにつきまして繰越額の確定とそれに伴います財源の内訳が確定しましたので、ここに報告するものでございます。以上です。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第24、報告第2号 平成23年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長(藤原 孝) 報告第2号 平成23年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

1枚はぐっていただきまして、これにつきましては、山根地内の下水道工事につきまして国道改良工事の進捗に伴い繰り越したものでございます。

この工事につきましては、5月31日に工事完了をしております。以上です。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第25、報告第3号 平成23年度智頭町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

岸本福祉課長。

○福祉課長(岸本光義) 報告第3号 平成23年度智頭町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

これにつきましては平成24年度介護保険法の改正に伴うシステム改修の額が確定しましたので、報告するものです。以上です。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

日程第26、報告第4号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

岡本建設農林課長。

○建設農林課長(岡本甚一郎) 報告第4号 法人の経営状況について。

土地開発公社平成23年度財務諸表をお願いします。初めに、1ページお願いします。平成23年度智頭町土地開発公社決算報告書。最初に、収益的収入及び支出。収入、収益的収入のほうの第1款事業収益です。予算額426万5千円に対

しまして決算額426万5,475円。内訳といたしまして土地の売却収入が301万6,290円、それから立木補償費として124万9,185円であります。

次に、事業外収益、予算額16万4千円に対しまして決算額14万9,537円。これにつきましては智頭急行ほかからの土地使用料を徴収しております。それから預金利子で7,537円いうことであります。収益的収入の合計442万9千円の予算に対しまして決算額441万5,012円であります。

続きまして、支出であります。販売費及び一般管理費といたしまして予算額3万6千円に対しまして決算額3万2,575円。これにつきましては振り込み手数料、それから印紙代、それから法人税等が含まれております。

続きまして、資本的収入及び支出です。まず、第1項の借入金です。予算額1,015万円に対しまして決算額233万591円。これは短期借入金としております。

続きまして、支出であります。建設改良費、予算額1,000万に対しまして決算額233万591円。これは支払い利息になります。

続きまして、借入償還金でございますけど、予算額454万2千円に対しまして決算額426万5,475円であります。借入金の償還に充てております。

次に、2ページお願いします。貸借対照表であります。平成23年度智頭町土地開発公社貸借対照表。まず、資産の部です。流動資産といたしまして現金預金1,129万940円。次に、固定資産であります。有形固定資産の土地といたしまして3億6,156万9,148円。その他資産であります。これは土地の売却収益と支払い利息の差額分のマイナス193万4,884円を計上しております。資産の部の合計が3億7,092万5,204円となっております。

次に、負債資本の部であります。流動負債といたしまして短期借入金3億5,963万4,264円、流動負債であります。2の資本金及び剰余金であります。自己資本金500万円、剰余金といたしまして629万940円。資本金及び剰余金の合計が1,129万940円となっております。

負債・資本の部を合わせた金額が3億7,092万5,204円となります。

次に、4ページのキャッシュフローの計算書をお願いします。これにつきましては簡単に収益的収入、資本的収入の収支の中でご説明しておりますので、後で見てくださいたいなど。

続きまして、5ページお願いします。会計のほうで現金預金明細書といたしま

して普通預金として町内金融機関に129万940円、それから定期預金といたしまして町内金融機関に1,000万ということで、合計1,129万940円といたしております。うち資本金が500万ということであります。

続きまして、6ページお願いします。短期借入金明細書といたしまして団体名JAいなば農協から短期借り入れいたしております。それぞれの事業項目ごとにそれぞれ個別の金額を示しております。23年期首残高でありますけど、真ん中辺の上を書いてあります3億6,156万9,148円。今期の増加分が233万591円、当期減少分が426万5,475円で、当期減少分は土地の売却収入となっております。期末残高が3億5,963万4,264円となります。

次に、7ページお願いします。事業計画用地といたしまして土地売買としましてこれ町道山崎線の用地に係ったものであります。土地の売却代金が301万6,290円と立木処理が124万9,185円と、合計426万5,475円となります。以上であります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

日程第27、報告第5号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。
長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 報告第5号 法人の経営状況について。

お配りしております平成23年度決算報告書をお開きください。因幡街道ふるさと振興財団でございます。

こちらの6ページ、7ページを見ていただきたいと思います。

まず、6ページの収入の部、下から2行目であります。平成22年度からの繰越金、前期繰越収支差額でありますけども、313万4,487円が繰り越されたところでございます。

7ページを見ていただきたいと思います。こちらの支出の部ですけども、2番の繰入金を見てください。これに10周年記念特別企画ということで昨年度原田泰治作品展を4月から5月に実施し、喫茶等の売り上げによる特別会計から一般会計へ150万の繰り入れをしております。

6ページにお返りください。ところが下から2行目であります当期収支差額に

つきましては、マイナスの295万373円となっており、23年度から24年度への次期繰越収支差額は18万4,114円となっております。この原因につきましては、昨年の3月に起きました東日本大震災以後、国内旅行の差し控えが原因で入館者が激減し、4月、5月は対前年比6割台となり、減少傾向にある22年度でも3万1,479人だった入館者が、平成23年度は2万7,111人と14%の減となったことが大きな原因です。昨年は折しも石谷家住宅の開館10周年ということで記念特別企画を4月、5月に実施し、10周年イベントに多額の経費を予定したにもかかわらず震災とダブってお客様に来ていただけなかったというダブルパンチを受けたところでございます。

本年度も依然回復傾向は見られず、厳しい財政状況にあります。事務局体制も変わり、ふるさと雇用で昨年度末まで雇用しておりました職員も切れた状況にあります。というような今現在苦しい経営状況が続いております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今、入館者が東日本大震災の影響を受けてということですが、智頭町の入り込みの観光客とこの入館者の比例的、どのくらい比例してるかって、そういうところは見えてませんか。やっぱり町内の観光客に入り込みが少なければ石谷邸も少なくなるというぐあいに考えられるんですが、やはり全般の町内への観光客の入り込みが少なくなってるという傾向は、それも続いているということでしょう。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 石谷家は、私どものほうでデータがございますので、このあたりの分には把握ができるわけですが、町内全体につきましては企画課のほうが把握しておりますので、企画課長。

○議長（西川憲雄） 葉狩企画課長。

○企画課長（葉狩一樹） 全体の多いときで18万とかという入り込み客数だったのが、やはり昨年度からは10万近くまで減少しているというような現状は出ております。全体的にはやはり落ちておりますが、昨年度グランドオープンいたしました森林セラピー、こういった事業でまた少しずつ入り込み客もふえておりますので、全体的にはご指摘のように落ちてきてはおる現状でございます。

- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） もう1点、あと事業会計のほうからずっと最近150万繰り出しているんですが、この繰り出しが果たしてこれからも続くんでしょうか。もうこれそろそろ事業会計も留保金というものが少なくなってるんじゃないでしょうか。そこら辺はどうなってるんでしょうか。
- 議長（西川憲雄） 長石教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） これは特別会計の喫茶等の売り上げのほうから150万を出したものでございます。その部分が入館者が減り、喫茶等の利用が減れば必然的にここの部分が減ってくるということでありまして、昨年度はそういう10周年記念事業があったということで一応特別会計のほうにその部分も見込んでおりましたので、それを支出していったということでありまして。
- なお、特別会計にあっては一般会計よりもまだ健全な会計運営がなされていると認識しております。
- 議長（西川憲雄） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。
- 以上で質疑を終わります。

日程第28．陳情について

- 議長（西川憲雄） 日程第28、陳情についてを議題とします。
- 今期定例会において本日までに受理した陳情等は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。
- お諮りします。
- 各委員会審査等のため、6月30日から7月3日までの4日間、休会としたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。
- よって、6月30日から7月3日までの4日間、休会とすることに決定しました。

6月29日は本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

7月4日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 2時17分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成24年6月28日

智頭町議会議長 西 川 憲 雄

智頭町議会議員 中 野 ゆかり

智頭町議会議員 平 尾 節 世